

# 住宅用太陽光発電 システム導入資金補助事業 補助金申請要領



平成 2 0 年度版  
(平成 20 年 12 月 3 日改正)

## < 目 次 >

1	住宅用太陽光発電システム導入資金補助事業について	1 頁
2	申請書等の提出先について	2 頁
3	提出書類一覧	3 頁
4	補助金の交付までの流れ	4 頁
5	補助金交付申請の手続きについて	5 頁
6	太陽光発電システムの設置等について	7 頁
7	補助事業実績報告書・補助金請求書の提出について	7 頁
8	事業の中止・取消し等について	8 頁
9	金融機関、クレジット会社等について	9 頁
10	Q&A (よくある質問)	11 頁

記入例 (申請時 : 14 頁 ~、実績報告等 : 21 頁 ~)

様式第 1 号、3 号、5 号、6 号 (コピーしてお使い下さい。) ・ 27 頁

別紙 1 ~ 8 (コピーしてお使い下さい。) ・ 34 頁

振込先(新規・変更)申請書 (コピーしてお使い下さい。) ・ 42 頁

### (ご注意)

この補助金は下記その他の条件を全て満たしている方が対象です。

(詳しくは本文をご覧ください。)

住宅用太陽光発電設備を設置するにあたって、

- 1 既築住宅 (新築住宅は対象外です。) に設置する方
- 2 金融機関等から有利子融資 (クレジット払いを含む) を受ける方
- 3 申請時点で未設置であること。
- 4 国の補助制度 (住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金) を利用できる方は、協会の補助を受けることができません。
- 5 神戸市、尼崎市、猪名川町、稲美町、相生市、豊岡市、洲本市にお住まいの方は、市町に太陽光発電設備 (既築住宅) を対象とした補助制度や融資制度があるため、協会の補助を受けることができません。

(財)ひょうご環境創造協会  
(環境創造部地球温暖化防止活動推進課)

# 1 住宅用太陽光発電システム導入資金補助事業について

## (1) 目的

住宅用太陽光発電システム（以下、「発電システム」という。）の導入費用の一部を補助することにより、県内の太陽光発電設備の普及促進を図り、地球温暖化防止に資することを目的としています。

## (2) 対象者等

申請は、兵庫県在住の個人の方又は集合住宅の管理組合に限ります。

国の補助制度（住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金）を利用できる方は、協会の補助を受けることができません。

また、神戸市、尼崎市、猪名川町、稲美町、相生市、豊岡市、洲本市にお住まいの方は、市町に太陽光発電設備（既築住宅）を対象とした補助制度や融資制度があるため、協会の補助を受けることができません。

## (3) その他の条件

申請時点で未設置の方に限ります。

発電システムは1kW以上のもので、新品に限ります。

既築住宅に設置される場合に限ります。

自己の所有でない住宅の場合、所有者の承諾が必要です。

金融機関等から融資（無利息は不可）を受けた方が対象となります。

金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みます。

金融機関等とは次のとおりです。

- ・ 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫。
- ・ 社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社。
- ・ 社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社。
- ・ 社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社。

融資を受けた額（発電システム以外の住宅リフォーム工事代金を含む。）が、発電システムの設置費用（設置工事代及び消費税含む。）を下回る場合、融資を受けた額が補助の対象額となります。

## (4) 補助額について

上限は7万5千円で計算式は下記のとおりです。

A	太陽電池の最大出力値	1kW未満は不可。小数点2桁未満を四捨五入
B	設置費用	補助対象工事分のみが対象（設置工事費を含む。）
C	融資等を受けた額	住宅リフォームで発電システムが含まれている場合は全額を記載。融資等はクレジット払いを含む。
D	補助対象額	B及びCの低い方の金額
E	1kWあたりの補助金額 (上限2万5千円)	$D \div A \times 0.04875$ （1円未満切捨） 2万5千円以上の場合は2万5千円
F	補助額(上限7万5千円)	$E \times A$ （千円未満切捨） 7万5千円以上の場合は7万5千円

## (5) 募集期間・件数等

- ・ 募集期間は H20.5.30～H21.1.30、スケジュール詳細については、4頁参照。
- ・ 平成20年度の募集件数は250件(予算額1,875万円)です。
- ・ 応募申込みの受付は先着順（持参日及び郵送の場合は申請書が協会に到着した日）で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を停止します。

なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

## 2 申請書等の提出先について

種 類	受 付 窓 口	郵送の取り扱い
補助金の申請・実績報告書・補助金請求書、その他	(財)ひょうご環境創造協会 地球温暖化防止活動推進課	郵送による提出の場合、 書留、簡易書留または 配達記録郵便を用いて 送付してください。

あて先 〒654 - 0037

神戸市須磨区行平町 3-1-31

(財)ひょうご環境創造協会 地球温暖化防止活動推進課

電話 078-735-2738 ファックス 078-735-2292

ホームページ (住宅用太陽光発電システム導入資金補助事業の募集について)

- ・ (財)ひょうご環境創造協会 <http://www.eco-hyogo.jp/>
- ・ 兵庫県のホームページ「兵庫の環境」

[http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/tikyu\\_ondanka/toppage.html](http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/tikyu_ondanka/toppage.html)

相談窓口 (申請の受付はできません)

兵庫県農政環境部 大気課 (078)362-3284

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

### 3 提出書類一覧

	通し 番号	様式等	注	申請書類	留意事項	掲載 頁	記入 例	フィッ ク
補助 金 の 交 付 申 請  P5 ~		様式1		補助金交付申請書	別紙1で計算した申請額を記載	27	14	
		-		住民票 (又は外国人登録済証明 書)	3ヶ月以内に発行されたもの	-	-	
		-		振込先(新規・変更) 申請書	銀行口座の内容を記載。 振込先は申請者本人の口座に限 る。	42	15	
		-		長形3号の返信用封筒 (80円切手を貼付)	住所・宛名を記載してください。 長形3号 ... 12cm×23.5cm	-	-	
		別紙1		機器導入計画書	交付申請額を計算してください。	33	16	
		別紙2		設置前の写真	カラーで鮮明なものを添付	35	18	
		別紙3		住宅付近の案内図	可能な限り住宅地図を利用	36	19	
	別紙4		建物所有者の設置承諾書	建物が自己所有でない場合に添付 共有持分ありの場合は不要。	37	20		
実績 報 告 ・ 補 助 金 請 求  P7 ~		様式5		補助事業実績報告書	必ず期限内に提出してください。	31	21	
		別紙5		機器導入報告書	交付請求額を計算してください。	38	22	
		別紙6		機器設置証明書	設置業者に証明を受けてください。	39	23	
		別紙7		設置後の写真	カラーで鮮明なものを添付 (枚数が確認できない場合は図面 を添付)	40	24	
		別紙8		融資に関する証明書	金融機関に証明を受けてください。	41	25	
		様式6		補助金請求書	別紙5で計算した額を記載	32	26	

注： 印の書類は、該当がある場合に提出してください。

## 4 補助金の交付までの流れ

### (1) 募集期間等

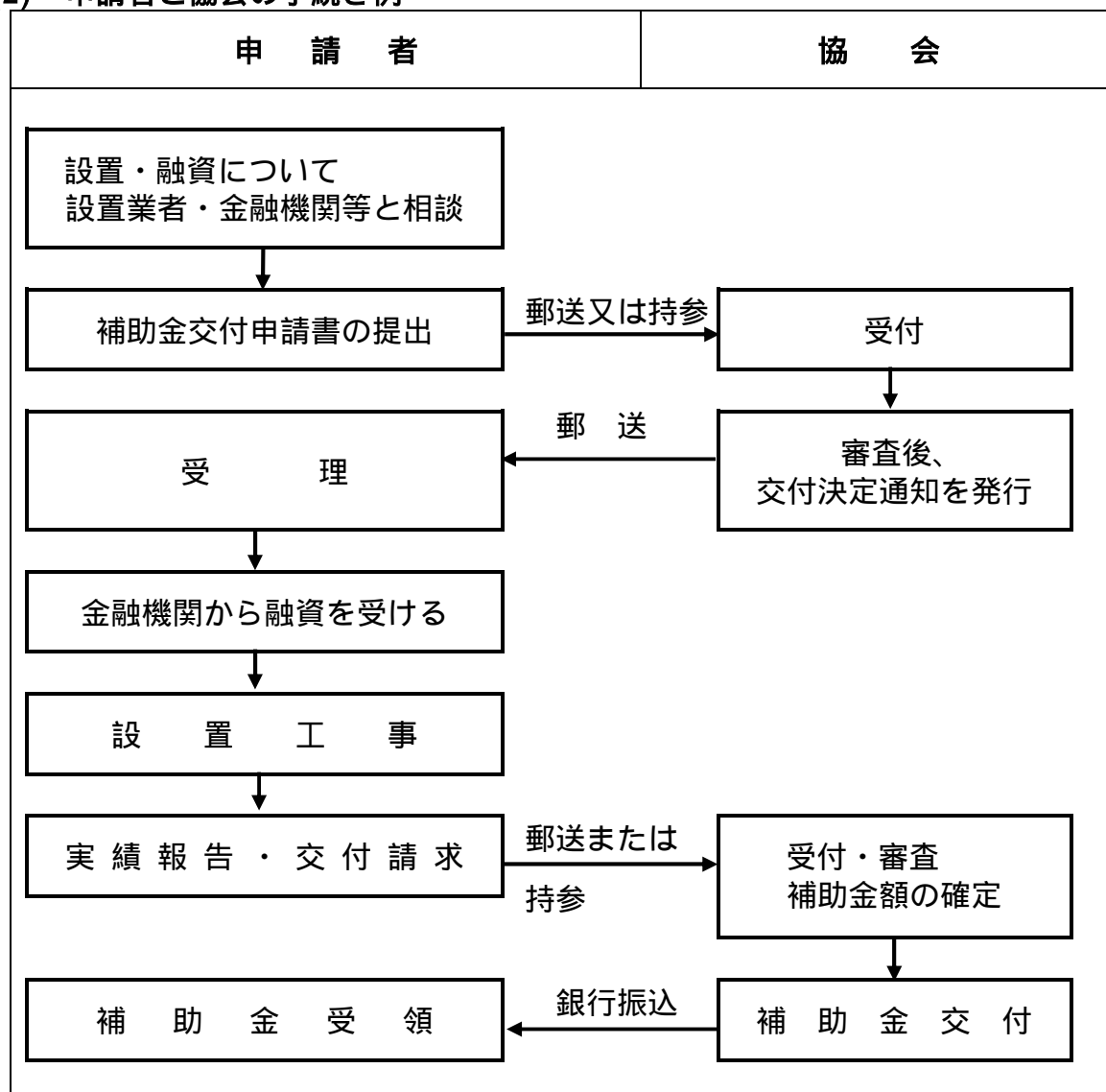
- ・ 応募申込みの受付は先着順（持参日及び郵送の場合は申請書が協会に到着した日）で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を終了します。

なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

募集期間	交付決定通知	実績報告提出期限	補助金支払	募集件数
H20.5/30(金) ～ H21.1/30(金)	受付日から 2ヵ月後程度	受付日から 3ヶ月後程度 1	H20年9月～H21年5月 (受付日から 4ヶ月後以降)	250件 2

- 1 実績報告・補助金交付請求書の提出期限は受付日によって異なりますので、交付決定通知でご確認ください。
- 2 受付は先着順で行います。申込みされようとする時の募集件数については、ホームページでご確認いただくか、協会までお電話にてお問合せください。

### (2) 申請者と協会の手続き例



## 5 補助金交付申請の手続きについて

### (1) 申請用紙の配布等

協会のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.eco-hyogo.jp/>

(ヤフー、グーグル等の検索エンジンで「ひょうご環境創造協会」と打ち込んで検索できます。)

兵庫県庁の大气課又は県民局環境課でも配布しています。

配布時間は午前9時から午後5時までです(12時から13時の間を除く)。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は配布していません。

郵送を希望される方は、その旨をご連絡ください。(無料で送付します。)

### (2) 申請資格

申請は、兵庫県在住の個人の方又は集合住宅の管理組合に限ります。

ただし、申請時点で既に太陽光発電設備を設置されている方は対象外です。

国の補助制度(住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金)を利用できる方は、協会の補助を受けることができません。

また、神戸市、尼崎市、猪名川町、稲美町、相生市、豊岡市、洲本市にお住まいの方は、市町に太陽光発電設備(既築住宅)を対象とした補助制度や融資制度があるため、協会の補助を受けることができません。

### (3) お申込み方法

お申込み受付期間

平成20年5月30日(金)～平成21年1月30日(金)

受付時間は午前9時から午後5時までです(12時から13時の間を除く)。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受付は行いません。

申込みの受付は先着順(持参日及び郵送の場合は申請書が協会に到着した日)で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を停止します。

なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録により、かつ、上記期間内に協会に到着したものを有効とします。

申し込み先(問い合わせ先)

申請書の種類	受付窓口	郵送の取り扱い
補助金交付申請書	(財)ひょうご環境創造協会 地球温暖化防止活動推進課	書留、簡易書留または配達記録郵便で送付

提出書類

(3頁の提出書類一覧もご覧ください。)

ア 補助金交付申請書(様式第1号)

・ 申請は、兵庫県在住の個人の方に限ります。

・ 国の補助制度(住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金)を利用できる方は、協会の補助を受けることができません。

・ お住まいの市町に、太陽光発電設備(既築住宅)を対象とした補助制度

や融資制度がある場合には利用することができません。

- ・ 機器導入計画書（別紙１）で計算した申請額を記載してください。
- イ 住民票（又は外国人登録済証明書）  
証明書類は3か月以内のものを用意してください。
- ウ 振込先申請書  
・ 「兵庫県の指定金融機関等の名称等（9頁参照）」の金融機関の中から補助金の振り込みを希望する金融機関口座（申請者本人口座に限る）を記入してください。
- エ 返信用封筒（長形3号...定形郵便で一番大きいサイズ）  
・ 郵便番号、住所、氏名をあらかじめご記入ください。  
・ 80円切手を貼付しておいてください。
- オ 機器導入計画書（別紙1）  
・ 既に設置済の太陽光発電システムについては、補助金を申請することはできません。  
・ 発電システムは1kw以上のもので、新品に限ります。  
・ 補助金交付申請を行った後に金融機関等から融資（無利息は不可）を受け、その証明を得る必要がありますが、補助金交付申請時は融資を受ける予定の内容を記載してください。  
・ 金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みます。  
・ 金融機関等とは下記のとおりです（詳細は9頁参照）。  
兵庫県指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫。  
社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社  
社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社  
社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社  
・ 機器の設置予定額や融資予定額に基づき、申請額を計算してください。  
・ 太陽光発電システムが含まれる住宅リフォーム工事のために融資を受けるときは、リフォーム工事全体の全額を「融資を受けた額」の欄に記載してください。
- カ 設置前の写真（別紙2）  
・ 設置前の屋根及び住宅全体が写った写真（遠景）と設置予定場所がわかる写真（近景）を別紙2に貼り付けてください。写真の裏には氏名を記載しておいてください。
- キ 住宅付近の案内図（別紙3）  
・ 現地で機器の設置等について確認を行うことがありますので、わかりやすく作成してください。
- ク 建物所有者の設置承諾書（別紙4）  
・ 設置する住宅が自己所有でない場合は、建物所有者に設置承諾書について、記入・押印（実印）してもらってください。  
・ 共有の場合で申請者が持分を有している場合は、提出は不要です。

## 6 太陽光発電システムの設置等について

- (1) 補助金交付決定通知書に記載している期限内に実績報告を提出できるように、金融機関等から融資を受けて発電システムの設置を行ってください。
  - ・ 金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みます。
- (2) 融資を受けられた金融機関等に「融資に関する証明書」への記入・押印を依頼してください。
  - ・ 証明印は支店印等でも有効とします。
  - ・ 金融機関等とは下記のとおりです（詳細は9頁参照）。
    - 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫
    - 社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社
    - 社団法人生命保険協会の会員である生命保険会社
    - 社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社
- (3) 設置工事が終了しましたら、設置業者に対し「機器設置証明書」への記入・押印を依頼してください。

## 7 補助事業実績報告書・補助金請求書の提出について

- (1) 提出期限（必着）  
補助金交付申請書の受付日によって提出期限は異なります。  
提出期限は補助金交付決定通知に記載していますので、決定通知をご確認下さい。  
補助金交付決定通知は提出期限の1ヵ月以上前に申請者宅に郵送されます。

受付時間は午前9時から午後5時までです（12時から13時の間を除く）。  
なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受け付けは行いません。

郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録により、かつ、上記期間内に協会に到達したものを有効とします。

上記期限後に到着したものについては、補助金の交付は行いませんので、ご了承ください。

- (2) 提出先  
ひょうご環境創造協会に持参またはご郵送下さい。

申請書の種類	受付窓口	郵送の取り扱い
補助事業実績報告書 補助金請求書	(財)ひょうご環境創造協会 地球温暖化防止活動推進課	書留、簡易書留または配達記録郵便で送付

- (3) 提出書類  
(3頁の提出書類一覧もご覧ください。)  
ア 補助事業実績報告書（様式第5号）  
イ 機器導入報告書（別紙5）
  - ・ 補助金額の計算を行ってください。ウ 機器設置証明書（別紙6）



- ・ 設置業者に証明してもらってください。
- エ 設置後の写真（別紙 7）
- ・ 別紙 7 に貼り付けてください。写真の裏には氏名を記載しておいてください。
- オ 融資に関する証明書（別紙 8）
- ・ 金融機関等に証明してもらってください。
- カ 補助金請求書（様式第 6 号）

#### (4) 補助金請求額

当初の申請額と設置額が同じ場合は、当初の申請額（＝協会の交付決定額）に基づいて補助金請求書を提出してください。

補助金交付決定通知に記載の決定額 (＝設置前の 交付申請額) 例 7 万円	＝	機器設置報告書の 1 の(7)で計算した 補助金請求額  例 7 万円	補助金請求書を提出 請求額＝交付決定 通知の額  例 7 万円
--	---	---	---

当初の申請額を設置額が上まわった場合、当初の申請額を超えて請求することはできません。当初の申請額（＝協会の交付決定額）に基づいて補助金請求書を提出してください。

補助金交付決定通知に記載の決定額 (＝設置前の 交付申請額) 例 6 万円	＜	機器設置報告書の 1 の(7)で計算した 補助金請求額  例 7 万円	補助金請求書を提出 請求額＝交付決定 通知の額  例 6 万円
--	---	---	---

この場合、機器導入報告書の 1 の(7)には交付決定通知の額（例）6 万円）を記入してください。

当初の申請額を設置額が下回った場合（値引きがあった時など）は、実際にかかった費用に基づき、補助金は交付されますので、機器設置報告書で計算した補助金請求額に基づいて補助金請求書を提出してください。

補助金交付決定通知に記載の決定額 (＝設置前の 交付申請額) 例 7 万円	＞	機器設置報告書の 1 の(7)で計算した 補助金請求額  例 6 万円	補助金請求書を提出 請求額＝機器設置報 告書で計算 した額  例 6 万円
--	---	---	--

## 8 事業の中止・取消し等について

### (1) 補助事業の中止について

本事業を中止する場合には、補助事業中止承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。正当な理由があり、協会が妥当と認めた場合、協会が送付する補助事業

中止承認通知書（様式第4号）をもって、補助を中止します。

(2) 交付決定の取消しについて

事業を行う者が、下記の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

- 1 この要領の規定に違反したとき。
- 2 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 3 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 4 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

## 9 金融機関、クレジット会社等について

(1) 兵庫県の指定金融機関等について

「兵庫県の指定金融機関等の名称等」（昭和39年4月1日、告示第332号の12）で指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関が示されています。

### 県内の金融機関の各店舗

普通銀行（三井住友・但馬・みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・京都・近畿大阪・池田・山陰合同・中国・広島・山口・阿波・百十四・伊予・四国・新生・関西アーバン・大正・トマト・徳島・ゆうちょ（収納事務の全部又は一部を委託した郵便局株式会社の営業所及び郵便局株式会社が業務を再委託した郵便窓口業務等受託者の施設を含む））

信託銀行（三菱UFJ・みずほ・中央三井・住友）

信用金庫（神戸・姫路・播州・兵庫・尼崎・日新・淡路・但馬・西兵庫・中兵庫・但陽・大阪・十三・鳥取・日生）

信用組合（富士・兵庫県医療・兵庫県・淡陽・兵庫ひまわり・近畿産業）

商工組合中央金庫

労働金庫（近畿）

兵庫県信用農業協同組合連合会

農業協同組合

兵庫県信用漁業協同組合連合会

### 県外の金融機関の各店舗

日本国内（三井住友・ゆうちょ（収納事務の全部又は一部を委託した郵便局株式会社の営業所及び郵便局株式会社が業務を再委託した郵便窓口業務等受託者の施設を含む））

東京都内（みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・池田・三菱UFJ信託・みずほ信託・中央三井信託・住友信託・新生（本店のみ））

大阪府内（但馬・みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・北陸・近畿大阪（本店のみ）・池田・三菱UFJ信託・みずほ信託・中央三井信託・住友信託・新生）

山口県内（山口）

徳島県内（阿波）

香川県内（百十四）

愛媛県内（伊予）

高知県内（四国）

(2) クレジット会社について

社団法人日本クレジット産業協会会員のクレジット会社は同協会のホームページ

で公開されています。同ホームページによると、平成 20 年 5 月現在で、正会員団体 16 団体、正会員企業 134 会員、事業会員 617 会員となっています。

#### 正会員企業の例

(株)ジャックス、(株)オリエントコーポレーション、(株)セントラルファイナンス、シャープファイナンス(株)、三菱電機クレジット(株)、(株)クォーク、(株)アプラス等  
(その他企業や最新状況については、ホームページをご覧ください。)

・ 日本クレジット産業協会 URL <http://www.jccia.or.jp>

### (3) 生命保険会社について

社団法人生命保険協会に加盟している生命保険会社は同協会のホームページで公開されています。

ホームページでは平成 20 年 5 月現在で、加盟会社は下記の 43 社となっています。

・ 生命保険協会 URL <http://www.seiho.or.jp/about/company.html>

#### 加盟会社

アイエヌジー生命保険(株)、あいおい生命保険(株)、アクサ生命保険(株)、アクサファイナンス生命保険(株)、朝日生命保険相互会社、アメリカンファミリー生命保険会社、アリアンツ生命保険(株)、アリコ・ジャパン、A I G エジソン生命保険(株)、エイアイジー・スター生命保険(株)、S B I アクサ生命保険(株)、オリックス生命保険(株)、カーディフ・アシュアランス・ヴィ、(株)かんぼ生命保険、クレディ・アグリコル生命保険(株)、ジブラルタ生命保険(株)、住友生命保険相互会社、ソニー生命保険(株)、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険(株)、損保ジャパンひまわり生命保険(株)、第一生命保険相互会社、第一フロンティア生命保険(株)、大同生命保険(株)、太陽生命保険(株)、チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド、T&D フィナンシャル生命保険(株)、東京海上日動あんしん生命保険(株)、東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)、日本興亜生命保険(株)、日本生命保険相互会社、ハートフォード生命保険(株)、ピーシーエー生命保険(株)、富国生命保険相互会社、フコクしんらい生命保険(株)、富士生命保険(株)、プルデンシャル生命保険(株)、マスミューチュアル生命保険(株)、マニユライフ生命保険(株)、三井生命保険(株)、三井住友海上きらめき生命保険(株)、三井住友海上メットライフ生命保険(株)、明治安田生命保険相互会社、大和生命保険(株)

### (4) 損害保険会社について

社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社は同協会のホームページで公開されています。

同協会ホームページによると平成 20 年 5 月現在で、会員会社は下記の 26 社となっています。

・ 損害保険協会 URL <http://www.sonpo.or.jp/about/index.html>

#### 会員会社

あいおい損害保険(株)、朝日火災海上保険(株)、アドリック損害保険(株)、アニコム損害保険(株)、エイチ・エス損害保険(株)、S B I 損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、ジェイアイ傷害火災保険(株)、スミセイ損害保険(株)、セコム損害保険(株)、セゾン自動車火災保険(株)、ソニー損害保険(株)、(株)損害保険ジャパン、そんぼ 2 4 損害保険(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、トーア再保険(株)、日新火災海上保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)、日本興亜損害保険(株)、日本地震再保険(株)、日立キャピタル損害保険(株)、富士火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、三井ダイレクト損害保険(株)、明治安田損害保険(株)

### (5) その他金融機関について

上記(1)～(4)以外の金融機関は、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫です。

## 10 Q&A (よくある質問)

**Q1 他市の補助と協会の補助の両方を受けたいのですが、可能ですか。**

A1 お住まいの市町に太陽光発電設備(既築住宅)を対象とした補助制度や融資制度がある場合には利用することができません。

**Q2 お金を借りずに自己資金で既築住宅に太陽光発電設備を設置しようと考えていますが、補助の対象となりますか。**

A2 対象になりません。既築住宅で、かつ、金融機関等から有利子融資(クレジット払いを含む)を受けていることが条件です。

**Q3 クレジットで分割払(利息なし)ですつもりですが、補助の対象となりますか。**

A3 利息額がない場合は、補助の対象になりません。

**Q4 導入費用の一部について融資を受けますが、費用全体が補助の対象になるのでしょうか。**

A4 融資を受けた額と設置費用(工事代含む)の低い方が補助金の対象額となりますので、この場合、融資を受けた額の方が算定の基礎になります。

**Q5 太陽光発電設備の設置も含めたりリフォーム工事を行うために融資を受けます。太陽光発電設備分の融資額が分離できませんが、どうしたらいいですか。**

A5 融資額については、リフォーム工事全体に関するものが、補助金算定上の対象となります。

(ただし、融資額と太陽光発電設備の費用の低い方の額が算定の基礎となります。)

**Q6 時期は未定ですが、太陽光発電設備を設置しようと思っています。とりあえず申請だけしておくことはできるのでしょうか。**

A6 申請の際には、機器のkW数や設置にかかる予定金額、金融機関等からの融資予定額等がないと交付申請額が計算できません。

したがって、申請前に設置内容や融資を受ける額等について設置業者や金融機関等と相談しておく必要があります。

**Q7 申請時は未設置に限るとのことですが、工事や融資の契約はしていても構わないのでしょうか。**

A7 申請時に契約されているかどうかは、補助金申請と直接の関係はありません。ただし、工事日については申請等で影響がありますので、ご注意ください。

**Q8 融資を受けたり、工事をしたりするのは、いつからできますか。**

A8 申請時に未設置であることが補助金交付の条件です。

また、金融機関等から融資を受ける日は、申請日前でも問題ありません。

**Q9 今住んでいる戸建住宅は妻の名義となっていますが、建物所有者の設置承諾書は必要でしょうか。**

A9 同居している家族(妻、親)であっても、建物所有者の名義が申請者で

ない場合、建物所有者の設置承諾書が必要です。

ただし、申請者が共有の持分を有している場合、建物所有者の設置承諾書は必要ありません。

**Q10 分譲マンションに住んでいます。共用部の電灯などのために太陽光発電設備を設置したいのですが...**

A10 管理組合として設置することは可能です。ご相談ください。

なお、補助金額は7万5千円が上限です。

**Q11 借家の戸建住宅に住んでいますが、申請できるのでしょうか。**

A11 建物所有者全員から承諾書（別紙4）をもらえば、申請できます。

**Q12 借家のオーナーです。自分の所有している借家（既築）に太陽光発電設備を設置して新たな賃借人を募集しますが、補助の対象になるのでしょうか。**

A12 自ら居住する住宅が補助対象となりますので、この場合は対象となりません。

**Q13 既に太陽光発電設備を設置していますが、このたび増設を考えています。県の補助の対象になるのでしょうか。**

A13 1kw以上の増設の場合は、補助の対象となります。

**Q14 2kw（200万円）の発電システムを全額融資を受けて設置しようと考えていますが、補助金額はどうなりますか。**

A14 計算式  $2,000,000 \div 2 \times 0.04875 = 48,750$  25,000円に切り下げ。

$25,000 \text{円} \times 2 \text{kw} = 50,000 \text{円} \dots$  補助金額

1kwあたり2万5千円の上限がありますので、ご注意ください。

**Q15 屋根が傷んでおり、補修しないと太陽光発電設備を設置できません。屋根の補修費も補助の対象になるのでしょうか。**

A15 補助の対象にはなりません。機器設置証明書（別紙6）には、補助対象となる工事代のみ記載してください。

**Q16 申請書を提出した後に、新製品が販売され、そちらをつけたいと考えています。費用が高くなりますが、補助金は多くもらえるのでしょうか。**

A16 交付額は当初の申請書に記載された額が上限となります。

（費用が高くなっても、交付額は増えません。）

なお、工事内容が同じでも費用が安くなった場合は、実際にかかった費用に基づき補助金は交付されます。

**Q17 補助金の申請額を計算したら、利息の予定額よりも高くなりましたが、これでもいいのでしょうか。**

A17 利息がない場合は補助金を申請することはできませんが、利息がある場合、その額については県の補助金額と関係はありません。

**Q18 先着順で受け付けるとのことですが、残りの募集件数の確認方法を教えてください。**

A18 ひょうご環境創造協会のホームページでご確認いただくか、協会までお電話にてお問合せください。

**Q19 来年度もこの補助事業はあるのでしょうか。**

A19 平成 22 年度まで実施予定です。ただし、平成 21 年度の実施について決定するのは平成 21 年 3 月頃となります。

**Q20 住宅の屋根が傷んでいるため、同じ敷地内の車庫または倉庫の屋根の上に設置しようと思いますが、補助の対象になるのでしょうか。**

A20 発電した電気を住宅で使用する場合は、補助の対象となります。  
しかし、発電した電気で倉庫内で農機具等の機械を使用する場合は、補助の対象にはなりません。

**Q21 マンションに住んでいますが、ベランダ等に機器を設置する場合は補助の対象になるのでしょうか。**

A21 マンションの持ち主または管理組合の承諾があれば補助の対象となります。

**Q22 国の補助制度（住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金）を利用できる場合、協会の補助も受けられるのでしょうか。**

A22 県補助制度は、国の補助制度が廃止された平成 18 年度から国に代わるものとして創設していることから、国の補助制度を利用できる場合は、協会の補助を受けることができません。